

平成27年度 奈良県国土利用計画審議会

議 事 概 要

- [日 時] 平成28年2月15日(月) 10:00～11:45
[場 所] 奈良商工会議所 4階 中ホール
[出席委員] 伊藤会長、瀬渡委員、竹内委員、東委員、平井委員、槇村委員、
宮本委員、山本進章委員、山本陽一委員、吉村委員
(五十音順、以上10名)

[議 題]

(1) 奈良県土地利用基本計画の変更について(諮問)

土地利用基本計画は、土地利用基本計画書(文章表示)と土地利用基本計画図で構成。今回は、土地利用基本計画図の変更について諮問。

【 変更理由 】

森林地域の縮小：

計画的な開発事業が進められたことで、森林ではなくなったため

< 審議の結果(答申) >

諮問案件については、原案どおり承認された。

[報告事項]

(1) 許可済等林地開発について

林地開発により今後、森林地域の縮小が予定されている森林について、事務局から報告した。

(2) 土地利用の現況等について

第四次奈良県国土利用計画に定めた各土地利用区分別面積目標等に対する推移及び取り組み等について事務局から報告した。

[その他]

<テーマ>

「国土利用計画（全国計画）について」

平成27年8月閣議決定された「国土利用計画（第5次全国計画）」の概要について、事務局より説明。

「奈良県地方創生総合戦略について」

平成27年12月に県で策定した「奈良県地方創生総合戦略」の土地利用に関係する取り組み等について、事務局より説明。

[主な質疑・意見等]

- (委員) 工業団地の造成により森林地域を縮小する案件があるが、農業振興地域内でもあるので、農業地域も縮小しなくてもよいのか。
- (事務局) 森林法による森林地域は、林地開発許可等を受けて、現況が森林でなくなる場合は縮小する必要がある。
- (事務局) 農業振興地域は区域を指定するものであり、区域内にある土地の現況が農地である必要はなく、工業団地の造成によりただちに縮小する必要はないため今回は縮小しないが、今後、定期的な農業振興地域の見直しの際には市町村と協議を行うこととする。
- (委員) 森林地域かつ農業振興地域でもあった地域の指定を外してもよいのか。土地利用基本計画上いずれの地域にも該当しなくなった場合はどうなるのか。
- (事務局) どの地域にも該当しない場合は白地地域となるが、あつてはいけないというものではない。この場所の取り扱いについては検討していく。
- (委員) 太陽光パネル設置事業に関して、造成した土地で土砂災害が生じる危惧があるが、どのように考えているのか。
- (事務局) 林地開発は、基準に従って造成することとなっている。また、流量を調整する排水施設や防災施設を設置する基準となっている。